第 1次追加ヒアリング質問事項 第 10回ＷＧ2004.10.1 ヒアリング分)

○　公売物件の鑑定【財務省】

◆公売物件の鑑定作業は、そもそも国が行う必要があるのか。

◆鑑定作業を外部の鑑定士に委託する場合はあるのか。またその場合には、どのように鑑定士を選定し、また、報酬等は、どのように決めているのか。

◆当該事務・事業をアウトソーシングすることを制限している法令の有無、有る場合はその具体的な内容及び当該制限の存在の合理的な説明について、教示願いたい。

○　気象等の観測【国土交通省】

◆気象観測は、制度上、実施主体の制限はない中で、国で行わなければならない理由は何か。また、注意報や警報等の発令については、マニュアル化、ガイドライン化を行うことにより、民間開放することが可能と考えるが、これに対する貴省の見解を伺いたい。

◆民間からのデータ提供を受けている分野は、どの範囲で、どのように受けているのか。また、今後、その範囲を拡大していく検討はなされているのか。

◆貴省は、観測成果の国際交換のためには、国が責任を持つ必要があると言うが、国が行わないとならない条約等があるのか。

◆その他当該事務・事業をアウトソーシングすることを制限している法令の有無、有る場合はその具体的な内容及び当該制限の存在の合理的な説明について、教示願いたい。

○　日本人船員の育成【国土交通省】

◆日本人船員の育成は、そもそも国が責任を持って行う必要があるのか。日本人船員の現状や実態に沿って具体的に伺いたい。

◆国が関与するとしても、育成事業を民間に委託することは可能と考えるが、これに対する貴省の見解を伺いたい。

◆当該事務・事業をアウトソーシングすることを制限している法令の有無、有る場合はその具体的な内容及び当該制限の存在の合理的な説明について、教示願いたい。

○　酒類の研究その他独立行政法人により行われている研究・研修【財務省】

◆独立行政法人酒類総合研究所の業務は、そもそも国が責任を持って行う必要があるのか。仮にあるとして、どのような形で国の政策に反映されているのかについて具体的に伺いたい。

◆「中間とりまとめ」に対して、研究の一部について民間により実施された場合、企業ノウハウとなるなど業界全体への普及は不可能となる旨の意見が提出されているが、民間への委託に際して、知的所有権は国に帰属するという条件にすれば問題ないと考えるが、これに対する貴省の見解を伺いたい。

◆当該事務・事業をアウトソーシングすることを制限している法令の有無、有る場合はその具体的な内容及び当該制限の存在の合理的な説明について、教示願いたい。

○　救急業務【総務省】

◆救急業務に認められている緊急通行権、協力要請権等の特別な権限の行使については、可能な限りマニュアル化、ガイドライン化を行うことにより民間開放することが可能と考えるが、これに対する貴省の見解を伺いたい。

◆「中間とりまとめ」への意見として、救急隊員の約７割は救急業務とあわせて消防業務を兼務しているとのことであるが、少なくとも消防業務を兼務していない約３割の救急隊員の業務については、分離して民間に開放することが可能と考えるが、これに対する貴省の見解を伺いたい。

◆当該事務・事業をアウトソーシングすることを制限している法令の有無、有る場合はその具体的な内容及び当該制限の存在の合理的な説明について、教示願いたい。

○　独立行政法人の見直し状況【総務省】

◆独立行政法人の行う事務・事業については、その中期目標期間終了後までに、主務大臣、総務省評価委員会等が、当該独立行政法人の事務・事業の見直しを行うこととされているが、今年度の見直し状況に関し以下の事項について伺いたい。
・前倒し見直しの対象法人
・今後のスケジュール